



# 熊本県公報

号外 第19号

平成30年3月30日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置の一部改正……………（会計課） 1
- 熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領……………（ 〃 ） 1
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 1
- 水保都市計画下水道事業の変更認可……………（下水環境課） 2
- 熊本県農業共済組合検査規程を廃止する規程……………（団体支援課） 2
- 登 載 依 頼
- 熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令……………（災害対策本部） 3

## 告 示

### 熊本県告示第296号の2

平成10年1月7日熊本県告示第1号（収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。  
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置の表備考2中「（以下「ふるさとくまもと応援寄附金」という。）」の次に「、県立技術短期大学校入学試験手数料」を加え、同表備考3中「児童保護費負担金」の次に「、県立技術短期大学校入学試験手数料」を加える。

### 熊本県告示第296号の3

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領（平成10年熊本県告示第168号）の一部を次のように改正する。

第4条中「児童保護費負担金」の次に「、県立技術短期大学校入学試験手数料」を加える。

別表肥後銀行本店の項中「ふるさとくまもと応援寄附金」の次に「、県立技術短期大学校入学試験手数料」を加える。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### 熊本県告示第296号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名  | 区域を変更する区間  | 前後 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考       |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|----------|
| 一般国道  | 445号 | 上益城郡御船町大字小坂字上船橋<br>3番3地先から<br>上益城郡御船町大字辺田見字馬場<br>372番4地先まで | 前  | 7.1<br>～<br>17.9  | 2506.7       | 御船町へ旧道移管 |
|       |      |  |    | 11.0<br>～<br>71.5 |              |          |
|       |      |  | 後  | 11.0<br>～<br>71.5 | 2753.0       |          |

2 区域を変更する期日 平成30年3月31日

**熊本県告示第296号の5**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類 水俣都市計画下水道事業水俣公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月2日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和51年熊本県告示第167号、昭和52年熊本県告示第1017号、昭和59年熊本県告示第264号、昭和61年熊本県告示第799号、昭和63年熊本県告示第883号、平成2年熊本県告示第112号、平成5年熊本県告示第148号、平成9年熊本県告示第231号の2、平成15年熊本県告示第501号、平成20年熊本県告示第215号、平成26年熊本県告示第190号、平成28年熊本県告示第333号の事業地のうち、水俣市浜松町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、洗切町、幸町、古閑町一丁目、古閑町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、桜井町一丁目、桜井町二丁目、桜井町三丁目、大黒町一丁目、大黒町二丁目、大園町一丁目、大園町二丁目、大園町三丁目、野口町、天神町一丁目、天神町二丁目、中央公園、旭町一丁目、旭町二丁目、平町一丁目、平町二丁目、多々良町、八ノ窪町一丁目、八ノ窪町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、港町三丁目、百間町一丁目、百間町二丁目、汐見町二丁目、丸島町一丁目、丸島町二丁目、丸島町三丁目、山手町一丁目、山手町二丁目、緑ヶ丘、江南町、梅戸町二丁目、浦上町、桜ヶ丘、陣内二丁目、古城一丁目、古城二丁目、古城三丁目、大字月浦字前田、大字月浦字小田平を削り、築地において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和51年熊本県告示第167号、昭和52年熊本県告示第1017号、昭和59年熊本県告示第264号、昭和61年熊本県告示第799号、昭和63年熊本県告示第883号、平成2年熊本県告示第112号、平成5年熊本県告示第148号、平成9年熊本県告示第231号の2、平成15年熊本県告示第501号、平成20年熊本県告示第215号、平成26年熊本県告示第190号、平成28年熊本県告示第333号の事業地のうち、水俣市大字月浦字小田平を削り、水俣市浜松町、塩浜町、平町一丁目、多々良町、八ノ窪町一丁目、八ノ窪町二丁目、汐見町一丁目、汐見町二丁目、江南町、祇園町、梅戸町二丁目、浦上町、白浜町、桜ヶ丘、牧ノ内、陣内一丁目、古城一丁目、大字月浦字前田において事業地を変更する。

**熊本県告示第296号の6**

熊本県農業共済組合検査規程を廃止する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業共済組合検査規程を廃止する規程  
熊本県農業共済組合検査規程（平成21年熊本県告示第647号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

登載依頼

熊本県災害対策本部訓令第1号

|   |           |              |     |
|---|-----------|--------------|-----|
| 本 | 庁各部（公室・局） | 課（センター・グループ） |     |
| 各 | 地 方       | 出 先          | 機 関 |
| 企 |           | 業            | 局   |
| 教 |           | 育            | 庁   |
| 育 |           |              | 部   |
| 本 |           |              |     |
| 警 |           |              |     |
| 本 |           |              |     |

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

熊本県災害対策本部規程（昭和38年熊本県災害対策本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「各課（センター・グループ）」を「各課（グループ）」に改める。

第9条第4項中「各課（センター）長」を「各課長」に、「政策調整監」を「政策審議監」に改める。

第9条第5項中「関係課（センター・グループ）員」を「関係課（グループ）員」に改める。

第12条第2項中「総務対策部にあつては、知事公室を含む。」を「総務対策部にあつては知事公室を含み、商工観光労働対策部にあつては、国際スポーツ大会推進部を含む。」に改める。

第13条第4項中「関係課（センター・グループ）等」を「関係課（グループ）等」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。